

後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療保険料は、今後2年間の費用と収入を見込んで2年ごとに見直しされています。令和4年度から、次のとおり後期高齢者医療保険料が改定されましたのでお知らせします。

問国保年金課☎☎834、埼玉県後期高齢者医療広域連合☎048－833－3120

保険料の年間上限額は、64万円から66万円に、均等割額は41,700円から44,170円、所得割率は7.96パーセントから8.38パーセントに引き上げられました。

<保険料の計算方法>

年間保険料
[上限 66 万円] =

均等割額
44,170 円

+

所得割額
(前年の総所得金額等
－基礎控除額 43 万円) × 所得割率
8.38%

<均等割額の軽減>

保険料率の改定に伴い、以下のとおり均等割額の軽減後の保険料も変更されます。

均等割額軽減割合	令和3年度	令和4年度
7割軽減	12,510円/年	13,250円/年
5割軽減	20,850円/年	22,080円/年
2割軽減	33,360円/年	35,330円/年

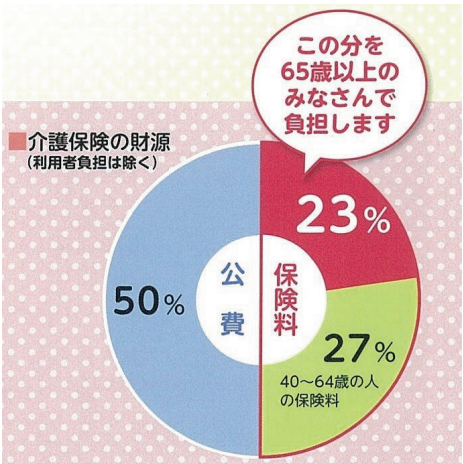
介護保険制度のお知らせ

介護保険制度は介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

問長寿介護課☎☎443

<介護保険のしくみ>

介護保険は、国・県・市が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。この制度は、それぞれが負担しあい、社会全体で制度を支えるしくみになっています。



<65歳以上の方の介護保険料の算定の方法>

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。

○基準額の決まり方

八潮市に必要な
介護サービスの
総費用

×

65歳以上の方の
負担分23%

÷

八潮市に住む
65歳以上の
方の人数

=

八潮市の
保険料の基準額
58,800円
(年額)

市では、この介護保険料の「基準額」をもとに、本人と世帯の住民税の課税状況や所得に応じた負担になるように、12段階に分けて設定しています（右表参照）。

※40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している医療保険の

算定方式を基本として決められています。

※災害などの特別な事情がある場合、保険料が減免される可能性がありますので、事前にご相談ください。

<介護保険料表>

◎介護保険料の個別通知書は、6月中旬に郵送します。

所得段階	内 容	介護保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等	17,640円 (基準額×0.30)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	29,400円 (基準額×0.50)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	41,160円 (基準額×0.70)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	52,920円 (基準額×0.90)
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	58,800円 (基準額)
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	70,560円 (基準額×1.20)
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	76,440円 (基準額×1.30)
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	88,200円 (基準額×1.50)
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	99,960円 (基準額×1.70)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	105,840円 (基準額×1.80)
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	111,720円 (基準額×1.90)
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	117,600円 (基準額×2.0)

・訂正・利用を停止すること」「市が保有している個人情報に適正に取り扱うこと」を定めた制度です。

表1 請求・申出の受付件数および処理件数

区 分	受付件数	処理件数	公 開 決 定		非公開 決 定	取り下げ など
			公 開	部分公開		
請 求	36件	35件	21件	11件	3件	1件
申 出	27件	25件	16件	6件	3件	2件
合 計	63件	60件	37件	17件	6件	3件

表2 開示受付件数および処理件数

区 分	受付件数	処理件数	開 示	部分開示	不開示	取り下げ など
開示請求	39件	39件	26件	12件	1件	0件

※訂正・利用停止請求はありませんでした。

請求・申出・開示請求の内容など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

情報公開制度・個人情報保護制度

令和3年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況についてお知らせします。

問総務人事課☎☎230

情報公開制度の実施状況（表1）

情報公開制度は、市が持っている情報を市民の皆さんの求めに応じて公開するものです。

請求 市内に在住・在勤・在学の方または市内に事務所・事業所を有する個人および法人その他の団体の方が情報の公開を請求する場合

申出 「請求」以外の方が情報の公開を求める場合や公文書公開条例施行日（平成6年4月1日）前に市が作成・取得した情報の公開を求める場合

個人情報保護制度の実施状況（表2）

個人情報保護制度は、「本人の請求に応じてその自己情報を開示